

人身事故が急増中！ 自分の命は自分で守ろう



平成15年中の道内での交通事故発生件数は2万8,811件。このうち死者数は391人で、負傷者数は3万6,601人でした。

今年9月9日現在での事故発生件数は1万8,560件(前年比マイナス412件)、負傷者数は2万3,593人(マイナス634人)と減少傾向にあります。死者数は255人で前年同日より12人増加しています。町内での死亡事故は、平成13年8月を最後に3年間発生していませんが、人身事故では、1年間で9件だった昨年に対して、今年9月15日で18件目と急増しています。

自分の命は自分で守る - このことを再認識して、改めて交通事故防止に心がけましょう。

道路交通法改正(平成16年6月9日公布)

携帯電話等の使用等に関する罰則の見直し(平成16年11月1日より施行)

現在も自動車や原動機付自転車を走行中の携帯電話等の使用等は禁止されていますが、罰則の対象が「走行中に、携帯電話等を手に持って通話したり、メールの送受信等のために画像を注視した者」となります。



自動二輪車の二人乗り規制の見直し(1年以内に施行)

飲酒運転対策(6ヵ月以内に施行)

飲酒検知拒否に対する罰金が5万円から「30万円以下」に引き上げられます。

違法駐車対策(平成16年11月1日より施行)

暴走族対策(平成16年11月1日より施行)

中型自動車・中型免許の新設(3年以内に施行)

自動車の種類として中型自動車が設けられ、運転しようとする人は中型免許を受けなければなりません。また、対応する中型二種免許、中型仮免許も新設されます。

中型自動車・中型免許の区分

	普通免許	中型免許	大型免許
受験資格	18歳以上	20歳以上 経験2年以上	21歳以上 経験3年以上
車輛総重量	5トン未満	5トン以上 11トン未満	11トン以上
最大積載量	3トン未満	3トン以上 6.5トン未満	6.5トン以上
乗員定数	11人未満	11人以上 30人未満	30人以上

クルマに乗るときの約束です シートベルトとチャイルドシート

「自動車に乗るときにはシートベルトを着用する」。ドライバーはもちろん、一緒に乗車する人も守らなければならない安全のためのルールです。

シートベルトは、万一、自動車乗車中に事故に遭ったとき、体にかかる衝撃を抑え、命を守るために不可欠なものです。シートベルトを着用しているかないかで、乗車中の事故の危険度は格段に違います。シートベルトの着用率のアップに伴い、自動車乗車中の事故の致死率は下がっており、10年前の半分にまで減少しています。

クルマのシートベルトは、小さな子どもの体格には合いません。6歳以下の子どもには、チャイルドシートを着用させることが義務付けられています。子どもの発育に応じたチャイルドシートに乗せて、乗車中の安全をしっかりガードしましょう。

